

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

全ての社員が仕事と子育てを両立させることができ、女性が働きやすい環境を作ることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和4年4月1日～令和8年3月31日までの4年間

2. 内容

目標 採用者に占める女性割合を20%以上とする。

【対策】 令和4年4月1日～

- ・短時間労働者の正規雇用への登用を促進する。
- ・募集時に、女性が活躍できる職場であることをアピールする。
- ・女性が働きやすい職場環境整備のさらなる推進を図る。

(産休・育児休暇、介護休暇、有給休暇 等の取得率を向上させる)

【女性活躍に関する情報】

有給休暇取得率 (令和3年12月31日現在)

全社員合計の取得率	48.19%
-----------	--------

女性社員の取得率 (短時間労働者を含む)	54.67%
----------------------	--------